

議第15号

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月26日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

奥飛騨温泉郷オートキャンプ場を譲渡するため改正しようとする。

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例（平成16年高山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																																																
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 観光施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">飛騨民俗村の項～四十八滝公園の項 (略)</td> </tr> <tr> <td>特選館あじか</td> <td>高山市国府町金桶64番地1</td> </tr> <tr> <td>奥飛騨温泉郷オートキャンプ場</td> <td>高山市奥飛騨温泉郷田頃家11番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新穂高センターの項～平湯大滝公園の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">飛騨民俗村の部～四十八滝公園の部 (略)</td> </tr> <tr> <td>特選館あじか</td> <td>農産物及び特産加工品</td> <td>販売価格の40%以内で規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>奥飛騨温泉郷オート</td> <td>テントサイト</td> <td>1回当たり 6,170円以内で規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>キャンプ場</td> <td>入場料</td> <td>大人820円、小人510円以内で規則で定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">新穂高駐車場の部～平湯大滝公園の部 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	飛騨民俗村の項～四十八滝公園の項 (略)		特選館あじか	高山市国府町金桶64番地1	奥飛騨温泉郷オートキャンプ場	高山市奥飛騨温泉郷田頃家11番地1	新穂高センターの項～平湯大滝公園の項 (略)		施設	区分	料金	飛騨民俗村の部～四十八滝公園の部 (略)			特選館あじか	農産物及び特産加工品	販売価格の40%以内で規則で定める額	奥飛騨温泉郷オート	テントサイト	1回当たり 6,170円以内で規則で定める額	キャンプ場	入場料	大人820円、小人510円以内で規則で定める額	新穂高駐車場の部～平湯大滝公園の部 (略)			<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 観光施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">飛騨民俗村の項～四十八滝公園の項 (略)</td> </tr> <tr> <td>特選館あじか</td> <td>高山市国府町金桶64番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新穂高センターの項～平湯大滝公園の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">飛騨民俗村の部～四十八滝公園の部 (略)</td> </tr> <tr> <td>特選館あじか</td> <td>農産物及び特産加工品</td> <td>販売価格の40%以内で規則で定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">新穂高駐車場の部～平湯大滝公園の部 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	飛騨民俗村の項～四十八滝公園の項 (略)		特選館あじか	高山市国府町金桶64番地1	新穂高センターの項～平湯大滝公園の項 (略)		施設	区分	料金	飛騨民俗村の部～四十八滝公園の部 (略)			特選館あじか	農産物及び特産加工品	販売価格の40%以内で規則で定める額	新穂高駐車場の部～平湯大滝公園の部 (略)		
名称	位置																																																
飛騨民俗村の項～四十八滝公園の項 (略)																																																	
特選館あじか	高山市国府町金桶64番地1																																																
奥飛騨温泉郷オートキャンプ場	高山市奥飛騨温泉郷田頃家11番地1																																																
新穂高センターの項～平湯大滝公園の項 (略)																																																	
施設	区分	料金																																															
飛騨民俗村の部～四十八滝公園の部 (略)																																																	
特選館あじか	農産物及び特産加工品	販売価格の40%以内で規則で定める額																																															
奥飛騨温泉郷オート	テントサイト	1回当たり 6,170円以内で規則で定める額																																															
キャンプ場	入場料	大人820円、小人510円以内で規則で定める額																																															
新穂高駐車場の部～平湯大滝公園の部 (略)																																																	
名称	位置																																																
飛騨民俗村の項～四十八滝公園の項 (略)																																																	
特選館あじか	高山市国府町金桶64番地1																																																
新穂高センターの項～平湯大滝公園の項 (略)																																																	
施設	区分	料金																																															
飛騨民俗村の部～四十八滝公園の部 (略)																																																	
特選館あじか	農産物及び特産加工品	販売価格の40%以内で規則で定める額																																															
新穂高駐車場の部～平湯大滝公園の部 (略)																																																	

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。